

ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間資金等の活用による建築物及びその付帯施設の整備等事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）及び同事業に準ずる事業（以下これらを「PFI事業」という。）の契約に関し、ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱（平成22年ふじみ野市訓令第60号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、PFI事業の契約の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約の特例)

第2条 訓令第3条の規定にかかわらず、当分の間、低入札価格調査制度の対象とする契約にPFI事業を加えるものとする。

(低入札価格調査基準価格の算定方法等の特例)

第3条 訓令第4条各項の規定にかかわらず、PFI事業に係る低入札価格調査基準価格は、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の9までの範囲内で設定するものとする。

(読替え)

第4条 訓令第6条中「建設工事」とあるのは、「PFI事業」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月25日から施行する。